

## 熊本県林業・木材産業改善資金認定・貸付審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県林業・木材産業改善資金貸付要項（以下「要項」という。）

第4条第6項に基づき、熊本県林業・木材産業改善資金認定・貸付審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(審査会の構成等)

第2条 審査会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 農林水産部団体支援課課長補佐（金融班担当）
- (2) 農林水産部林業振興課課長補佐（林業担い手・特産振興班担当）
- (3) 農林水産部森林整備課課長補佐（造林間伐班、森林集約化・普及班担当）
- (4) 農林水産部森林保全課課長補佐（保安林班担当）
- (5) 熊本県森林組合連合会総務部部长
- (6) 熊本県木材事業協同組合連合会業務部長

(審査事項)

第3条 審査会は、要項第4条に規定する貸付資格認定申請書、要項第5条に規定する貸付申請書及び意見書に基づき、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 借受主体としての適格性
- (2) 林業・木材産業改善措置の妥当性
- (3) 各種林業施策との適合性
- (4) その他必要な事項

(会長等)

第4条 審査会に会長を置き、団体支援課課長補佐（金融班担当）をもって充てる。

- 2 会長は会務を総理し、審査会の議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審査会の意見を取りまとめ知事に具申する。

(雑則)

第6条 審査会の庶務は、農林水産部団体支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和51年11月25日から施行する。

この要綱は、平成2年4月7日から施行する。

この要綱は、平成4年7月14日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

この要綱は、平成7年8月15日から施行する。

この要綱は、平成11年3月29日から施行する。

この要綱は、平成15年8月25日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年6月4日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年5月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年6月25日から施行し、平成24年6月7日から適用する。

この要綱は、平成25年4月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

この要綱は、平成28年8月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。